

## 藩政資料にみられる江戸初期の宗教活動〔その一〕

片山 晴賢

はじめに

## (1) 藩政資料とは

長崎県島原市には「松平文庫」が保存されている。寛文九年（一六六九）藩主深溝松平忠房の就封以来、明治の世に至るまで二百余年にわたる『島原藩日記』が収蔵されている。七三六冊と膨大な数ではあるが、欠落の月日、巻がある。それは本稿で使用した部分、延宝年間に発生した長崎代官・宇佐八幡宮の事件については、その部分が欠落している。これを補う資料として、明治三年島原藩庁は、藩校稽古館教授渡辺政弼氏を中心に歴代藩主の業績・藩内外の出来事をまとめた漢文体の『深溝世紀』がある。これで欠落部分を補正した。なお、『島原藩日記』については、島原教育委員会発行の一卷から四巻の翻刻本を使用させていただいた。

## (2) 寛文九年以前の島原

深溝松平家が島原に転封したのが寛文九年であったが、それ以前はこの土地はどのような状況であったか。島原地方は古くから有馬氏の支配が続いていた。キリスト教が日本に伝わると、永禄五年（一五六二）に、有馬義直が布教を許して五十年が過ぎた。慶長十七年（一六一二）になると、キリスト教の布教が禁止された。同年、有馬晴信は岡本大八事件で自害して、有馬藩は取り潰しになるところを、家康の孫と結婚した子の直純は、慶長十九年（一六一四）に宮崎の延岡に移された。転封にあたり、家臣団の大部分は島原の地に残り、少数の家臣だけが共に延岡に移つ

ていった。

一方、天草地方は、慶長六年（一六〇一）、唐津城主寺沢広高の飛地であり、この地の石高を倍増させて苛酷な税を取り立てていた。寛永十年（一六三三）広高死亡、堅高が跡目を継いだ。家臣団の統制がきかず、不安定であったため、キリシタン弾圧も悲惨さを窮めていた。

有馬の後の島原地方には、元和二年（一六一六）に、大和五条一万石の松倉重政が知行四万石で日野江城・原城に移ってきた。しかし、これらの城を棄て、島原に分不相応の城を築いた。これは四万石の城主が十万石以上の城を築き、また、六割の年貢を課している。これはルソン島遠征の考えがあったからとも云われている。寛永八年（一六三一）重次（勝家）がその跡を継ぐと、江戸城普請に十万石大名相当の課役を自ら負担している。

島原城の新設・ルソン島遠征計画・幕府軍役などの出費で逼迫したうえ、さらに財政の一大支柱であった外国貿易の道は奉書船の禁止と、さらに、凶作もまた続いた。その財政確立のため重税を課した。当然、これは家臣の批判、特に農民との緊張関係を生むこととなった。これと大凶作とが重なって、島原の乱を惹起することとなった。この乱の直接の原因については様々な説があつて、ここでは詳述しない。

乱の終了後、寛永十五年（一六三八）四月四日、九州小倉で諸将会合の結果、外様である松倉氏は改易され、譜代大名浜松城主高力忠房を四万五千石で島原藩主に決定した。騒乱の後をうけて幕府として難治の地を慎重に人選し、譜代大名の高力忠房を抜擢している。就封にあたっては、金銀・米を与え、流民招致の法を定めた。

人心の安定と住民の招致・荒廢地の復興を第一と考えたからである。キリシタンの禁制と鎖国政策の遂行。西国目付として長崎監察の任を有した。

高力忠房は、人心安定策として、綱紀の厳政と南目(南部)の神社仏閣は焼き尽くされていたので、これらの復興に力を注ぎ、雲仙の一乗院、島原の東照宮を建立。また、住民の招致策として九州各藩に一万石について一戸の割合で移住させた。これを「公儀百姓」と云い、さらに租税免除(作り取り)を実行した。ところが、大村藩内から千二百人の「走り百姓」(不法入植者)が出て、譜代大名である高力氏に大村藩ではなかなか強い言が言えず、この問題は長引いている。

松倉、高力氏については、二家共改易にあっているせいかな詳細を得ない。また、高力忠房の人物については、多くを記した文献資料は少なく、『島原半島史』<sup>1)</sup>においては、「原城紀事」「武家統盛衰記」から、忠房の性格について示している。それは「鬼攝津」と呼ばれ、次代隆長が貪欲恣に領地を失ふに至って、その人物の程が察せられる。忠房の祖父清長が「仏高力」と言われた先祖との違いが見えるのである。

### (3) 福知山から島原へ

寛文八年二月二十七日に高力隆長が島原城を没収され、仙台に配流となった。一年後に『徳川実紀』寛文九年六月八日の条に、

八日松平主殿頭忠房二万石益封ありて、丹波福知山より肥前島原に移り、六万五千九百石になされ。

と、これは將軍家綱は忠房を引見して、「夫れ島原の地は鎮撫最も難とする処である。仍て今回采邑二万石を増して、肥前国島原城に移すこととした。其の人を選んで移したのであるから、能くその意を体して、益々の忠節を励み以て、成績を挙げる様にせよ」と諭されている。また、松平忠房の治世の手腕が認められたことと、徳川家に対して先祖累代の忠節があったことが思慮される。

では、この松平家とはどのような家系を有しているか。それは、

松平親氏—泰親—信光—

親忠(徳川家康の祖)

元芳—忠定<sup>初代</sup>—好景<sup>二代</sup>—伊忠<sup>三代</sup>—家忠<sup>四代</sup>—忠利<sup>五代</sup>—忠房<sup>六代</sup>

となり、徳川家康五代前の祖親忠の弟元芳から出た七松平の一つである。当主は代々「又八」と呼ばれていた。初代忠定は厳津野から深溝城を攻略してそこを根拠としたため、「深溝松平家」と称されるようになった。連続三代の殉国の血統を嗣いでいる。それは二代好景は、吉良義照と善明堤で戦って、家士三十騎と同時に討死、三代伊忠は長篠に出兵したが、大軍に囲まれて二十九歳で戦死、また、四代家忠は伏見城の戦いで家子八十五人と討死した。しかし、忠房の時代は、徳川氏の覇業となり、天下泰平を謳歌した時代であったので、祖先の功業を背景としていかに活躍したか。六代忠房はどのような人物であったか。「大檀公御法号」<sup>2)</sup>によると、

忠房公

興慶院殿泰雲源通大居士

主殿頭大炊頭従五位下四品寛永九年壬申 移封同参列谷城丹州福知山城加其禄四万六千石領家綱公御代加食禄二万石賜肥前島原城於江戸三田臺卒春秋八十二とあり、忠房は忠利の嫡子として吉田城に生まれた。寛永九年(一六三二)八月十四歳で家督を相続したが、若年であることから吉田藩の重要性を考慮して三河刈谷三万石へ転封、正室は鍋島勝茂の娘を迎えている。その後、大坂駿府加番をつとめ、慶安二年(一六四九)福知山に転封となっている。在籍二十年荒廢していた領内を刷新し、寛文元年に皇居の炎上があり、急ぎ馳せ参じ警備守郷し、その後、皇居の造営にたずさわっている。寛文六年には、丹後宮津城主高極高国が父子の不和と暴政から改易になったので、忠房は他の二人の大名と共に受城使を命ぜられ、宮津城を受け取っている。同八年には、江戸の大火があり、死力を尽くして防火に努め、「大名火消」の先魁となっている。斯くのごとく公事に就いては、数々の功績を積んだので、寛文九年(一六三九)六月、二万石を増増され、もつとも難治といわれた島原に移された。この領地高の内訳を見ておくと、島原半島三万八千三百余石、豊

前国宇佐郡一万三百四十石、豊後国国東郡一万四千五十石余の計六万五千九百石である。のち寛文十二年（一六七二）七月に天草郡砥岐組千三百石、その後、大矢野組二千六百石が長崎監察用としての預かり地となっている。

## 一、法要

### （一）江湖会

『島原藩日記』寛文十一年四月四日の条に、

一、本光寺江湖二付三州より僧衆五拾六人今朝着船、江湖頭覚円と申候是も三州僧之由、肥後并京都丹波よりも僧衆參都合百十人程參揃申候由之事

と、この「本光寺江湖二付」とあるのは、本光寺開山希声英音を元として、本光寺と靈岸寺の二派に分かれていて、希声派と言っている。この本光寺は深溝松平家の菩提寺を中心に、三河を中心に近江・岡山・島原と門派四十数ヶ寺がある。然るに、藩主松平家は明治四年神式に改典し、同八月二十八日島原藩庁から廢寺の命を受けて広大なる伽藍を取り払い墓碑を埋却した。現住維尹和尚は、百方に復旧を図り、漸く北端丘下の小堂（浄林寺）を修理して明治五年二月二十五日再興の許可を得た。塔司多福軒も同時に廢された。

次に「江湖」とは、「江湖会」のことで、数年一度開催される特別な法要である。この行事は、中国唐代に多くの禪者が江西・湖南地方に集まり、九旬（九十日間）

の坐禪を中心とした修行をしたことから、江西は南岳下の馬祖道一、湖南は、石頭希遷の修行道場に集まったことから、この頭を取って「江湖」という言葉が生まれたと言われている。また、このことを梵語 *śaṅkha* といひ、「雨安居」の略で、インドの雨季三ヶ月間は、諸方に出かけることができず、また、この時季に發生する草木・小虫などを殺傷しないように僧達はこの期間一ヶ所に集まり禁足して修行する制度のこと。この「安居」という漢訳語で示される語と「江湖」の言葉は、釈尊以來仏教団のほとんど実施した修業の制度。この起源は古く釈尊以前に遡るともいわれている。

禪門では四月十六日から七月十五日までを夏安居、十月十六日から翌年一月十五日までを冬安居として、それぞれ九十日の間、禪院に禁足して坐禪を中心に參禪學道に励むことである。

寛文十一年以前の本光寺の江湖会開催は、どのような状況であったか。『家忠日記』を見ると、

天正五年十一月五日・六日・□日・二十六日法門候・二十七日江湖僧に振舞。  
文祿元年十月十二日江湖僧集合、十六日・十七日・十八日・二十一日・二十三日・十一月十八日法門、二十日江湖僧に振舞。

とあり、天正五年と文祿元年と十五年の間隔が見られる。『忠利日記』には、寛永八年六月十五日法門・二十一日振舞。となっていて、天和八年から寛永九年の十年間の期間であるので、一回となっている。また、『家忠日記』では、十一月と十月に実施されているのを見ると、戦国時代であったので、「冬安居」にしたのか。

次に、「三州より僧衆五拾六人今朝着船」「今朝着船」は、藩主は寛文十一年三月十日に長崎に向かい、十二日に島原に着いている。これは島原藩の長崎監察の仕事の一つである、参勤交代に出かける前に長崎奉行との会談し、江戸に着くと、将軍・老中に報告する。さらに、参勤が終わり、長崎に向かい江戸の話しを長崎奉行に報告するというサイクルであった。十八日豊州の飛地を視察して江戸に向かっている。その後、藩船は江戸から三河に向かい江湖僧を乗船させ、大阪港で福知山の僧を乗せて四月四日に島原に着いている。

また、三州僧五十六人、肥後・丹波より都合百十人程を言っているが、この人数を現代感覚で考えると多いように思われるが、本光寺と同様に江湖会が実施された島原江東寺の例を『日記』で見ると、

寛文十一年十月十日条に、  
一、江東寺へ來ル江湖僧之書付今日町奉行より上ル覺僧數合九拾人内、十四人筑前より一人筑後より五人豊後より八人豊前より九人肥

前佐嘉より三人天草より一人三河より廿八人肥後より廿一人島原  
と、記録されている。江東寺には八ヶ所から各地の地域から参加している。この両

者の参加人数であるが、時代は下がるが、天明六年六月の関三刹に本光寺から報告した『人別御改帳』<sup>(6)</sup>には、

本光寺人数十五人、僧数十二人、下男三人  
江東寺人数廿二人、僧数十五人、下男七人  
晴雲寺人数十五人、僧十二人、下男三人  
円通寺人数六人、僧四人下男二人  
龍泉寺人数十八人、僧十五人、下男三人  
嚴吼庵人数十一人、僧八人、下男三人  
玉峰寺人数廿五人、僧廿人、下男五人  
淨林寺人数八人、僧七人、下男一人  
東向寺人数八人、僧四人、下男四人

と、曹洞宗九ヶ寺で僧数九十七人となっているのを見ると、経済的な事を考えないとそれほど集めるのには、苦勞はなかったと考えられる。

### 江湖会の行事

本光寺における九十日間の江湖会の期間行事を見ると、それは

- (1) 寛文十一年四月十六日条に
  - 一、於本光寺法門有、巳ノ刻始午ノ後刻剋終本□平常是道、御家中、詰衆參詣
- (2) 寛文十一年四月十七日条に
  - 一、本光寺ニ今日も法門有之、本則那☆太子
- (3) 寛文十一年四月十八日条に
  - 一、今日於本光寺ニ法門有、本則青原不階☆之話巳ノ半刻ニ始午ノ半刻ニ終
- (4) 寛文十一年四月二十二日条に
  - 一、今日於本光寺ニ法門有
- (5) 寛文十一年四月二十五日条に
  - 一、本光寺ニ而法門五則濟候事

と、(1)から(5)の五則が二十五日に終了したことを『日記』に記録している。

まず、(1)の法門であるが、「平常是道」といった公案で、『無門関』卷十九に、南泉因趙州問如何是道泉云平常心是趙州云還可趣向否泉云擬向郎乖州云不擬爭知是道泉云道不屬不知知是妄覺不知知是無記若真達不擬之道猶如太盧廓然洞豁豈可強是非也州於言下頓悟

と、南泉普願(七四八―八三四)が弟子趙州從諗を接化した因縁。「法は求めても得られず、知不知の分別を離れた平常底の中にある」ことを示した公案である。

(2)は那吒太子・那吒大王ともいい、毘沙門天五太子の二で仏法を守護し国界・國王を守るのこと。ここでは「那吒折骨還文」「那吒第一機」等の公案名が示されていない。

(3)は青原行思と六祖慧能との問答で、「青原不階級」の公案で『三百則』下卷三十七に、

青原問能大師当何所務不墮級祖云汝嘗作什麼来師云聖諦亦不爲祖云落何階級師云聖諦尚不作何階級之有祖云如是汝善護持

とあるように、「階級(修道の段階)の超越・無階級の自由を獲得するのが仏法である」ことを示したもの。

(4)(5)は公案名が示されていないので不明。

『洞門政要』によると、曹洞宗では江湖会(結成安居)の翌日、住持より首座に對して、茶礼(茶湯をふるまう礼法)の儀式を行い、第二日首座(江湖頭、江湖会における第一座)・第三日書記(手紙の制作を掌る役)・第四日副寺(住持を補佐する六知事の一)・第五日知客(賓客の送迎接待を司る役)と順に茶礼の体をし、一日一則を提示し、評釈し、大衆とその儀を討論することを、「法門」「法戦」「法座」と言っている。この五回・五則中首座の本則の提示は最も盛儀であるといわれている。この「法戦」とも言われている「江湖会」は武士の戦を連想するような熾烈な儀式でもある。

この外に「江湖会」の期間九旬(九十日)の中で、百十人の僧衆を作った本光寺での行事を見ると、

(1) 寛文十一年四月十七日条

一、辰ノ半刻過権現様為御祭礼乗馬式正大☆懸ル

鉄砲廿丁岡田孫左衛門騎馬 弓拾張鋤柄平太左衛門騎馬は大原甚五左衛門俄ニ腹中煩候ニ付而也 長柄廿本佐野九右衛門騎馬 つ、ほう。さすまた・もちり・早繩☆棹足軽五人次ニ安東半助騎馬右諸道具より一、二町先へ松平勘解由・星野善右衛門、酒井彦右衛門、奥村九郎左衛門四人騎馬參詣、権現様門前一条院致伺公何もの御酒頂戴巳ノ半刻帰宅

一、於本光寺ニ今日も法門有之、本則那☆太子

(2)寛文十一年四月二十日

今朝於本光寺 大猷院様就御忌日ニ江湖僧并御家中・御番頭・物頭・詰衆・医師衆迄へ御濟被下事

(3)寛文十一年六月五日

一、就超越公御忌日ニ今朝於本光寺江湖僧御振舞有、老中・御用人衆・御目付衆・弥五兵衛・十左衛門御濟被下

(4)寛文十一年六月二十日

今朝御城より本光寺江湖僧御齊下候、老中・御目付衆・町奉行衆・御用人衆參候事

(5)寛文十一年六月二十七日・二十八日

幼空様為御法事今日より於本光寺執行有、非時江湖僧不殘并老中……

(6)寛文十一年七月三日・五日

今朝本光寺より幼空様御為大施餓鬼執行

とあり、まず(1)についての法要は徳川幕府初代將軍家康の月命日に実行された行事である寛文十一年と寛文十三年をみると、前者は一月から四月まで參詣し、後の月には見られない。また、寛文十三年は三月がなく、後は一月から十月まで月命日が見られて、一定していない。それは次の年を見てもわかる。

天和二年六月・七月・十七日実施

天和三年四月・八月・十一月実施

天和四年一月・二月・三月実施

貞享元年四月・五月・九月・十月・十二月実施

貞享三年一月・四月・五月・十二月実施

貞享四年四月・七月・九月実施

寛文十一年四月十七日の行列には神馬・鉄砲・弓・槍等六十数名の行列で參詣している。(2)は三代將軍家光の法要であるが、どのような式が行われたか記録されていないので、天和三年四月十九日の三十三回忌の年忌を見ると、

一、大猷院様三十三御年忌ニ付、於本光寺御☆屋和光院御法事誦經相動候、本光寺ニ被居卓円并專哲・智聞・多福軒弟子是又誦經相動候事

一、七つ半過殿様仏詣老共、御家中・御詰衆中不殘參詣仕候事

四月二十日

一、今朝於本光寺昨晚より御法事有之付殿様御參詣被遊候老共・御詰衆中・御家中衆何も本光寺へ伺公仕候

一、殿様御參詣御靈屋☆☆☆候内☆島原寺方出家衆御靈屋ニ而誦經候

一、島原寺方不殘御齊被下御施☆☆☆☆☆つ、被下候

一、今日之御法事付籠舎不殘御免被候覚

一、獵師七郎左衛門・宇左衛門 一、新町 所左衛門 一、深江村長右衛門 此

三人ハ 籠舎共本光寺へ繩を懸召捕客殿前ニ而右之 通役人衆申渡候事、右桜町

勘三郎別当乙名共へ町奉行衆右之通申渡相渡し候事

とあり、これは天和三年四月十九日、二十日の条に徳川三代將軍家光の三十三回忌の法要が本光寺で執行された。本光寺の御靈屋で和光院、塔頭多福軒も入れて誦經を勤。さらに、四月二十日も続けて法要が営まれた。この日は島原の寺方が出席、藩から振舞があつた。この日の法要に付き籠舎（刑務所）の四人刑の執行を免除される特赦が行われている。

以上九十日間江湖会の間、坐禪・法門・將軍忌・松平家の法要・家士への振舞等の行事を百十人の僧衆によつて実施され無事終了している。

江湖会終了後の僧衆について、寛文十一年七月十日の条は、

一、本光寺江湖僧五拾六人長崎見物ニ被參候、日数三日之内御城より雑用旅籠錢

## 出シ候事

- 一、江湖頭集寮坊主式人御領分馬二而送り申候筈ノ事
  - 一、同近国僧衆雑用御城より可出事
  - 一、当初より小倉迄案内足輕寺人可申付事
  - 一、江湖僧衆大勢煩葉服用葉代御城より出シ可申事
  - 一、江湖僧衆小倉二而船倉之人可申由申付候事
- とあり、これを順に見ると、三河僧は長崎見物に出かけ、江湖頭・集寮僧の二人は島原領内は馬で送り、近国僧にも雑用旅籠金を出している。また、島原より小倉まで案内人を出し船で送っている。

結夏<sup>けつげさい</sup>齊

前述した「江湖会」「安居」のなかで結夏齊と言われる行事がある。これは夏に実施される江湖会で衆僧に設ける供養食のことである。この「齊」とか「振舞」と言われる食事は、『日記』のなかでこの期間（九十日間）のなかで、八回実施されたことが記録されている。それを見ると、寛文十一年の

- ① 四月二十日条に、今朝於本光寺大猷院様就忌日ニ江湖僧并家中（略）
- ② 五月五日条に、今朝詰分者一同仕、本光寺江湖僧衆振舞ル（以下略）
- ③ 五月二十日条に、本光寺江湖僧衆、惣馬廻衆より振舞仕候（以下略）
- ④ 五月二十八日条に、福唱院様より今朝本光寺僧衆御振舞（以下略）
- ⑤ 六月五日条に、就越公御忌日ニ今朝於本光寺江湖僧御振舞（以下略）
- ⑥ 六月廿三日条に、今朝御城より本光寺江湖僧御齊被下候（以下略）
- ⑦ 七月三日条に、今朝本光寺幼空様御為大施餓鬼御執行ニ付（以下略）
- ⑧ 七月五日条に、今朝本光寺二御施餓鬼有之、（以下略）

と、①は徳川將軍家光の月命日で、本光寺で百人の僧衆で法要が行われ、振舞の料理が出されている。これは藩主催であり、番頭・詰衆・医師が出席して、全体で百五十人ぐらいであろうか。③は惣馬廻衆が主催するもので、全体で百九十人ぐらいか。④は藩主生母である福昌院の主催。⑦は藩主の子息主催

深溝松平家の古い時代の記録『家忠日記』『忠利日記』等には「振舞」に対して、家臣の出者名、料理名は示されていないので、ここでは八日の振舞のなかで、料理が一番詳しく示されている寛文十一年五月五日の条を見ると、

- 一、今朝詰分之者共一同仕、本光寺江湖惣衆振舞ル、献立大汁茶こまのたうふ・こま〜あへ・ませに物・こくせう・牛蒡・こんにやくにしめ・竹の子あらめかんひやう・山ノいも・こんにやく白あへ・汁たうふ・油上ケたうふ・志ゐたケ・こんふ・うど・肴・あげこんぶ・後段、餅内ニ黒砂糖入而、茶菓子雪餅・やうかん・濃茶・薄茶出ス、右三川屋庄兵衛諸色頼相渡調候、尤肝煎松本九太夫・鶴田茂七・村井長太夫・中村与市・近藤小太夫・小沢与次左衛門、川村平三郎・永井彦介・西郷弥四郎・勘解由・善右衛門・彦右衛門・九郎左衛門・召遣ノ若党三人・式人宛并中間三人・式人。寺人宛惣詰衆より出ス、中間八都合式十五人程ス、昨四日朝食過より本光寺へ差遣調茶拵、今朝も右之通若党中間出シ首尾調申候、詰分之もの共大形不残本光寺へ參肝煎、論水野次左衛門・市川五郎左衛門今早天より參肝煎申候事

と、五月五日の江湖僧・藩士への振舞の献立を見ると、大汁・茶こまのたうふ（茶胡麻豆腐）・こま〜あへ（胡麻和え）・ませに物（混煮物こくせう（濃漿）・牛蒡（ごぼう）・こんにやくにしめ（蒟蒻煮染）・竹の子あらめかんひやう（竹の子荒布瓢）・山ノいも（山芋）・こんにやく白あへ（蒟蒻白和え）二ノ汁たうふ（二ノ汁豆腐）・油上たうふ（油揚豆腐）・志ゐたケ（椎茸）・こんぶ（昆布）・うど（独活）・肴（さかな）・あげこんぶ（揚昆布）の十七種の料理を料理茶屋の三川屋庄兵衛を寺に出張させて提供している。

以上前段の振舞料理を見ると、「胡麻」であるが、中国・インドなどで採油のため、古くから栽培され、黒ゴマは食用に白ゴマは採油用に、茶ゴマはキゴマともいい、香気が高く茶人用に賞用されるが、産額が少ないので、一般的には行きわたっていない。「茶ゴマの胡麻豆腐」はすりつぶした茶ゴマの種に葛とだし汁を加えて火に掛けて、練ったものを冷やして固めた料理であるが、姿の型ちが豆腐に似ているのでその名がつけられている。「胡麻和え」は、あえもの料理の一つで、炒りゴ

マを搗り鉢で良くすりつぶし、塩・砂糖・醤油などで調味し、季節の野菜その他好みの材料を加える。醤油の代わりに白味噌をすり混ぜてゴマ味噌和えにすることもある。「蒟蒻」が日本に渡来したのは平安中期以前と考えられ、インドシナ原産と言われている。江戸時代中頃いもを乾燥して製粉にし、これから蒟蒻を製造する技術が関東で発明され、蒟蒻料理が広まっている。婚約の味噌田楽は、元禄時代に広まったと言われている。現在原産地の東南アジア・中国ではほとんど食せず、また、欧米では悪魔の舌と呼ばれ、食用されない。「蒟蒻の白和え」とは、和え物料理の一つで、炒った白ゴマと豆腐と味噌をまぜて蒟蒻を和えたもの。「豆腐」は、僧侶の精進料理として代表的な食品であるが、これは古い時代に日本に伝わり、室町時代に石臼が伝わりと共に普及して、その後、豆腐を用いた料理が多種類考案され、『豆腐百珍』という料理書が出版されている。「油揚」「がんもどき」「高野豆腐」等の二次加工品が多く考案されて、庶民の重要な栄養源となっている。

次に後段を見ると、

「砂糖」、日本では古代から甘味料は飴・甘葛・干柿等であった。蜂蜜は、朝鮮半島から伝わったが定着しなかったと言われている。砂糖は、唐僧鑑真和尚が日本に伝えたが、貴重な薬品であった。室町時代頃から中国の砂糖が輸入され、砂糖ようかん・砂糖まんじゅう等の菓子が作られたが、高価であった。しかし、江戸時代後半には中国から多量に輸入されて徐々に庶民にも普及した。また、琉球の黒糖も入って来ている。

「雪餅」、米粉を水で練って蒸籠で蒸した白くて柔らかい餅。この餅菓子は中世になり塩味の小豆餡・味噌餅が作られ、その後甘い小豆餡・大福餅。あんころ餅・牡丹餅・おはぎが食べられるようになった。また、かき餅は醤油が普及によって、あられ、後幣餅・桜餅も作られた。

「羊羹」、中国の羹を原形とするもの。古くは、禅宗文化を共に渡来したが、日本では小豆を主原料として、羊の肝の形に造って蒸し、汁を入れて供された。後、蒸し物のまま茶菓子として供されるようになったのが蒸し羊羹の始まりで、今日ふうに見られる砂糖を加えた餡に寒天を混ぜて蒸し詰めた練り羊羹は、安土桃山時代

に作られた。

このように、父祖追善供養が終わると一族家臣に対し、振舞料理が出されている。藩士はそれぞれ日を違えて相合うように参加していて、家中の団結・統制の為の菩提寺が古くから機能を果たしたものと思われる。

## 注

(1) 林銑吉編・長崎県南高来郡市教育会発行

(2) 本光寺常盤資料館蔵。

(3) 松平文庫蔵

(4) 『延享度曹洞宗寺院本末牒』鏡島宗純発行・大本山総持寺発行

(5) 島原城を築いた松倉重政の菩提寺として建立。

(6) 注(2)と同じ。本光寺蔵。

(7) 『物語食文化』北岡正三郎著・中公新書。『飲食事典』上下・本田萩舟・平凡社から参照した。

(8) 『徳川権力の形成と発展』平野明夫著・岩田書院。『禅宗地方発展史の研究』広瀬良弘著・吉川弘文館

(かたやま はるかた 駒澤大学名誉教授)